

認定超音波専門医試験の受験資格における
超音波関連学会・研究会の指定に関する通達

平成 25 年 1 月 15 日
一般社団法人日本超音波医学会
認定超音波専門医制度委員会
委員長 貴田岡 正史

一般社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度規則第 5 条第二号にいう、指定超音波医学
関連学会・研究会として、下記の研究会を指定します。
これにより、下記学会における 5 年間の会員歴を日本超音波医学会認定超音波専門医試験受験資
格の対象と致します。

- ・超音波ドプラ研究会
- ・日本消化器がん検診学会
- ・日本心エコー図学会
- ・日本整形外科超音波学会
- ・日本乳腺甲状腺超音波学会
- ・日本脳神経超音波学会
- ・日本母体胎児医学会
- ・腹部エコー研究会
- ・日本呼吸器学会
- ・日本甲状腺学会
- ・日本泌尿器科学会

注 1：(社)等の法人格の記載は、省略してある。

注 2：日本整形外科超音波学会（旧：日本整形外科超音波研究会）は名称が変更されました。